

生駒市水道事業管理規程第5号

生駒市水道事業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成25年7月31日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市水道事業事務決裁規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業事務決裁規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第5号」を「第4号」に、「第7号」を「第6号」に改め、同条第1号中「定例又は軽易な」を「重要な」に改め、同条第26号中「第5条第16号」を「第5条第17号」に改め、同号を同条第28号とし、同条中第5号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃のうち軽易なものに関する事。

第4条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「申請」を「重要な申請」に改め、「、証明」及び「のうち比較的重要なもの」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 比較的重要な証明に関する事。

第4条の2第2号を削り、同条第3号中「前条第9号」を「前条第11号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第11号中「次条第16号」を「次条第17号」に改め、同号を同条第10号とする。

第5条第17号中イを削り、ウをイとし、エからツまでをウからチまでとし、テを削り、トをツとし、ナからヒまでをテからノまでとし、同号を同条第18号とし、同条第7号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「休暇届

」の次に「及び欠勤届」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号中「前条第4号」を「前条第3号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第4条第9号」を「第4条第11号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第4条第4号」を「第4条第5号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第4条第3号」を「第4条第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 定例かつ軽易な許可、認可及び命令に関すること。

第7条の3中「第5条第5号及び第6号」を「第5条第6号及び第7号」に改める。

第8条第1号中「第4条第9号」を「第4条第11号」に改める。

第8条の2第1号中「第4条第9号」を「第4条第11号」に改め、同条第4号中「1件」を「前3号に定めるもののほか、1件」に改める。

第12条第4号中「なること」の次に「(第4条第6号に係るものを除く。)」を加える。

#### 附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。